

## 委託単価契約書

|   |         |                           |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 委託業務名   | 高齢者等配食サービス事業業務委託          |
| 2 | 委託業務の内容 | 別紙仕様書のとおり                 |
| 3 | 委託場所    | 多賀城市一円                    |
| 4 | 委託単価    | 一食あたり330円                 |
| 5 | 契約期間    | 令和5年4月1日から<br>令和6年3月31日まで |
| 6 | 契約保証金   | 免除                        |

上記の委託業務について、委託者 多賀城市（以下「発注者」という。）と受託者（受託事業者名）（以下「受注者」という。）とは次の条項により委託単価契約を締結する。

### （総則）

第1条 受注者は、契約期間中発注者の指示があるごとに、その都度発注者の指定する委託期間内に頭書の委託業務を完了するものとする。

### （権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### （一括再委託の禁止）

第3条 受注者は、この契約に係る履行の全部、発注者が仕様書等で指定した主要な部分又は契約金額のおおむね2分の1以上に相当する部分を再委託してはならない。再委託とは、受注者がこの契約に係る履行の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることをいう。

2 受注者は、この契約に係る履行の全部又は一部を再委託しようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、第1項の規定に関わらず、緊急であり、又はその他やむを得ない事情があると発注者が認めるときは、この契約に係る履行の全部又は一部を再委託することができる。この場合において、前項の規定による、発注者に対する書面による承諾は、事後によることができる。

4 受注者は、発注者が指定し、又は認める軽微な部分を再委託しようとするときは、発注者の承諾を要しないものとする。

5 発注者は、受注者が多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（平成15年多賀城市告示第26号）に基づく指名停止措置を受けている者又は多賀城市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年多賀城市告示第116号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者に再委託した場合は、受注者に対して当該再委託に係る契約の解除を求めることができる。

6 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

### （委託業務の調査等）

第4条 発注者は、必要に応じ、委託業務の処理状況について調査を行い、又は受注者に報告を求めることができるものとする。

### （業務内容の変更）

第5条 発注者は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

### （委託期間の延長）

第6条 受注者は、受注者の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対してその理由を付し、委託期間の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

### （損害による必要経費の負担）

第7条 委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）

の必要経費は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由による損害が生じたときの必要経費は、発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

(業務完了報告)

第8条 受注者は、委託業務を完了した都度、遅滞なく業務を完了した旨の報告書を発注者に提出するものとする。ただし、発注者から報告書を取りまとめて提出するよう指示があった場合は、この限りではない。

(検査)

第9条 発注者は、前条の規定による報告書を受領したときは、これを受領した日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行い、その結果を受注者に書面で通知しなければならない。ただし、検査の結果が合格に限り、これを省略することができるが、受注者から通知の請求があった場合は、これを省略することができない。

2 前項の検査の結果、不合格となり、業務について補正の必要があるときは、受注者は、遅滞なく補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出して、再び検査を受けるものとする。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用するものとする。

3 受注者は、業務による成果品がある場合、第1項又は前項の検査に合格したときは、遅滞なく業務の成果品を発注者に引き渡すものとする。

(委託金の支払)

第10条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者の指定する支払請求書により委託金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受領したときは、その支払請求書を受領した日から30日以内に受注者に委託金を支払わなければならない。

3 第1項の規定による請求額は、業務相当額(委託単価に業務量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加えた額をいう。以下同じ。)とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、この契約の履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この契約の履行のため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため、別添に掲げる個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(履行遅延に対する違約金)

第12条 受注者は、受注者の責めに帰する事由により、委託期限までに、委託業務を完了しない場合は、発注者に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金の額は、委託期限到来日の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、完了が遅延した業務相当額に対し年2.5パーセントを乗じて得た額とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(特許権等の使用)

第13条 受注者は、この契約の履行のため、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者の責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと発注者が認めたとき。

(2) 多賀城市入札契約暴力団等排除措置要綱(平成20年多賀城市告示第116号)別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するとき。

(3) この契約の条項に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、受注者に対して委託金を支払わず、また、これに関する一切の責めを負わないものとする。

(不当介入に対する措置)

第15条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員等による不当要求や妨害を受けたときは、速やかに警察に通報するとともに、発注者に対しその旨を報告しなければならない。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月 日

発注者 多賀城市長 深谷 晃祐

受注者